

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(Ⅱ-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること(施策目標Ⅱ-2-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標2:安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	担当 部局名	医薬・生活衛生局 水道課	作成責任者名	水道課長 熊谷 和哉
施策の概要	<p>○ 水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、人口減少に伴う料金収入の減少による計画的な更新のための備えの不足、水道事業等を担う人材不足など、水道を取り巻く環境の変化に対応すべく、平成25年3月に水道ビジョンを策定し、「安全」「強靱」「持続」を目指す方向性と位置付け、各種施策の推進を図っている。</p> <p>【1. 安全な水道の確保】</p> <p>○ 安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて逐次水質基準等の見直しを行っている。また、水道事業者等における水安全計画(※1)の策定や、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物の対策指針等に基づいた対策の徹底を促進するとともに、貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組みを促進している。</p> <p>※1 WHO(世界保健機関)では、食品製造分野で確立されているHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の考え方を導入し、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危機管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」(Water Safety Plan:WSP)提唱している。</p> <p>○ 水道水質検査の信頼性を確保するための取組として、水道事業者等や水道事業者等の委託を受けて水質検査を行う登録水質検査機関等に対して、水質検査の外部精度管理調査等を実施している。</p>				
	<p>【2. 危機管理への取組み】</p> <p>○ 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している状況等を踏まえ、これら災害により給水停止のおそれが強く、かつ重要度の高い浄水場(※2)等に対し、令和7年度までに以下の対策を実施することとした。</p> <p>※2 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設で、2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電設備の設置等の停電対策 ・ 土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策 ・ 防水扉の設置等の浸水対策 ・ 浄水場(供給能力ベース)、配水場(有効容量ベース)の耐震化 ・ 基幹管路の耐震化のペースの加速 				
	<p>【3. 水道法改正による制度的対応】</p> <p>○ 上記の課題に対応し水道の基盤強化を図るため、以下を主な内容とする「水道法の一部を改正する法律」(平成30年法律第92号。以下「改正水道法」という。)が令和元年10月1日に施行された。</p> <p>① 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進</p> <p>(1) 給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に対応するため、国は基本方針を定める(水道の基盤を強化するための基本的な方針)。</p> <p>(2) 水道事業は主に市町村が運営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携を推進するため、都道府県がその推進役としての責務を課し、そのために以下2点を措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、国が定める基本方針に基づき、水道基盤強化計画を定めることができる ・ 水道事業者等の間の広域的な連携推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置することができる <p>② 水道事業者等における適切な資産管理の推進</p> <p>(1) 水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕の義務 ⇒ 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため</p> <p>(2) 水道を適切に管理するための台帳の整備を行うことの義務(令和4年9月30日までは適用しない) ⇒ 災害時の迅速な復旧作業のためには、水道施設データの整備が必要。また、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設更新(耐震化を含む。)が必要であるため。</p> <p>(3) 長期的視点から水道施設の計画的更新、水道施設の更新に関する費用を含む収支見通しを作成・公表の努力義務 ⇒ 人口減少に伴う料金収入減少により水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者等が多いため。</p> <p>③ 官民連携の推進</p> <p>(1) 多様な官民連携の選択肢の提示 ⇒ 従前よりコンセッション方式を導入可能だが、市町村が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受ける必要があった。これを市町村が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ(※3)、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設。</p> <p>※3 水道事業の認可はあくまで市町村が受けることとし、水道事業の最終責任は市町村が担うことを堅持</p>				
施策実現のための背景・課題	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的に水道の整備が進み(※4)、国民のほとんどが安全な水を安定して利用できる状況が達成されているが、依然として水源汚染リスク等が存在しており、リスクに対応した安全な水供給の確保が課題となっている。 ※4 平成30年度の水道普及率は98.0%である。 ・ また、安全な水供給の確保のためには、水道事業者によるリスクの把握と統合的アプローチによる水質管理が必要であるが、全水道事業者における水安全計画の策定率は増加傾向にはあるものの、41%(令和2年度)にとどまっている。 				
	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇しており(※5)、水道施設の老朽化の進行が課題となっている。また、水道管路の耐震適合率は4割程度にとどまり(※6)、大規模災害時には断水が長期化するリスクを抱えており、耐震化の遅れが課題となっている。 ※5 平成30年度で17.6% ※6 平成30年度末時点における基幹的な水道管の耐震適合率は全国平均で40.3%であり、直近数年は年1%程度の上昇にとどまっている。 				
	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業は主に市町村単位で経営されており、小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理(※7)や危機管理対応に支障が生じている。人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できない、団塊の世代の退職により職員数の減少のみならず、これまで培ってきた技術・ノウハウが喪失するおそれもある。このような環境の中で多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であり、持続可能な事業運営が課題となっている。 ※7 平成30年度のアセットマネジメント(資産管理)を実施している事業者は82.3%、結果を公表している事業者は19.4% ・ また、約3分の1の水道事業者において給水原価が供給単価を上回っており、計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。計画的な更新のための備えが不足していることが課題となっている。 ・ 改正水道法の施行を踏まえ、広域連携や官民連携を推進するとともに、その前提として、水道事業者等のアセットマネジメント実施率の引き上げ、精度の高い実施方法への移行、結果の公表率の引き上げを図る必要がある。 				

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由
	目標1 (課題1)	水の安全性の確保		安全な水供給のためには、水道事業者によるリスクの把握と統合的アプローチによる水質管理が求められているため。
	目標2 (課題2)	災害に強い水道の確保		地震等の自然災害時や水質事故等の非常時においても、利用者への給水を確保できるよう、水道事業者等には基幹的な水道施設の強靱化や迅速な復旧体制が求められているため。
	目標3 (課題3)	水道事業の持続性の確保		人口減少社会を迎え経営状況が悪化する中で、将来にわたり安全な水の安定供給を維持できるよう、水道事業の基盤強化が不可欠であるため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
1 地域水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	77.5%	平成30年度	100%	令和3年度	-	100%	100%	100%	100%	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。 水道事業ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html
○2 水質基準適合率 (アウトカム) 〔「水道統計」(公益社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	99.9%	平成16年度	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	・安全な水道水を継続的に供給することは重要な施策であり、水道法に基づく水道水の水質基準適合率は当該施策の達成状況を表現する最も確かな指標であると考えている。 ・指標である水質基準適合率は、ここ数年間高い値で推移しているが、水道施設の著しい老朽化の進行や、気候変動により豪雨や渇水の頻度が経年的に増加しており、今後も、より困難さが伴う条件下で高い水準の指標値を維持していくことは容易ではない。このため、引き続き水質基準適合率を測定指標とする。 (参考)水質基準適合率 平成27年度:100%、平成28年度:100%
3 水安全計画策定率 (アウトカム)	11%	平成24年度	50%	毎年度	50%	50%	50%	50%	50%	水源から給水栓までの統合的アプローチによる推進管理手法については、水道事業者等の間での普及が十分に進んでいないが、安全な水供給の確保のために必要であるため指標として選定した。 目標値については当面の目標として50%に設定した。 (参考)平成27年度:21%、平成28年度:25%

達成手段1		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
(1)	水道水源水質対策費 (平成6年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	10百万円 8百万円	9百万円		2	水道事業者による水質管理目標設定項目等の測定結果の収集・整理を行い、水質基準への移行の検討に資する解析の実施・水質項目の毒性に関する情報収集・整理、原水・浄水の状態の調査及び基準設定の必要性を検討する。 水質基準項目等の中で優先的に存在状況の把握と毒性に関する情報収集を実施すべき項目について存在状況を把握し、対策の検討を行うこと等により、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。	
(2)	給水装置等対策費 (平成9年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	6.5百万円 4百万円	7百万円		-	諸外国における水道システム・給水装置の構造材質及び給水装置の施工に係る規制・基準等の調査・我が国の給水装置の施工、構造材質基準に係る調査検討及び我が国の市場にある給水装置に対する構造材質基準への適合性に関する調査を実施する。 新技術や新材料等に対応するための施工技術調査や国内製品の基準項目に関する調査を実施し、また我が国の基準と諸外国における各種基準や規制方法等について整理・把握を行うことを通じて、給水装置の構造材質基準の適宜見直しを行うことにより、水道水のより安全な供給に寄与すると見込んでいる。	
(3)	給水装置データベース事業促進費 (平成9年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	6百万円 6百万円	6百万円		-	給水装置データベースの改良、給水装置の情報入力、給水装置データベースの保守管理を実施する。 需要者が水道法に適合した水質の水道水を使用できるよう、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令において給水装置の性能基準が定められており、給水装置の適合製品に関する情報や給水装置に関連する情報を需要者や工事業者に提供することで、安全な水道を持続していくことに寄与すると見込んでいる。	
(4)	給水装置工事主任技術者国家試験費 (平成9年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	5百万円 5百万円	3百万円		-	免状の交付及び免状交付者情報を記録する。 給水装置工事主任技術者については、給水装置工事における適法性や技術水準の確保に関して、技術上の総括となる職責と地位を有しており、その国家資格を取得するための試験は、給水装置に関する法令や施工技術の最新の知見を問うものとして毎年作成しており、需要者に直結する給水装置工事の適切性を確保することで、安全な水道を持続していくことに寄与すると見込んでいる。	
(5)	水道行政強化拡充費 (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	5百万円 3百万円	5百万円		1.2	①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業者等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等を実施する。 水道技術管理者研修や国民への普及啓発などを行うことにより正しい知識・理解が進み、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。	
(6)	水質管理等強化対策費 (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	12百万円 10百万円	12百万円		2	外部精度管理調査計画の策定・実施、水質検査機関担当者を対象とした研修会の実施、一部の登録水質検査機関を対象とした精度の取組(検査機器・薬品等の管理)に関する実地調査の実施、水道水中の物質の濃度を測定するための水質検査方法の設定、水道用薬品に関する検討・調査を実施する。 水質検査の精度確保の取組に関する実地調査等を実施し、水質検査機関の技術能力の把握及び向上を図ること等により、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。	

(7)	水道水質管理の向上に関する調査検討費 (平成29年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	4百万円	-	2	水道担当行政部局における貯水槽水道に関する条例等制度、管理状態の把握、不適切施設に対する指導及び水道事業者等との連携状況を調査し、地方公共団体におけるより効率的な貯水槽水道の管理方策を全国へ展開する。また、水道事業者における水安全計画の運用及び見直し状況を把握し、継続的な計画の運用に当たっての課題を整理する。運用中の水安全計画をもとに水源から蛇口に至る過程の 카테고리分類ごとにリスク因子を分析することで運用における重要な管理ポイントを抽出し、水安全計画策定ガイドライン(平成20年5月)を改訂し、全国への普及を図ることで、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。
		3百万円			
(8)	水道水質管理向上対策費 (令和2年度)	-	4百万円	2	水道担当行政部局における貯水槽水道に関する条例等制度、管理状態の把握、不適切施設に対する指導及び水道事業者等との連携状況を調査し、地方公共団体におけるより効率的な貯水槽水道の管理方策を全国へ展開する。また、水道事業者における水安全計画の運用及び見直し状況を把握し、継続的な計画の運用に当たっての課題を整理する。運用中の水安全計画をもとに水源から蛇口に至る過程の 카테고리分類ごとにリスク因子を分析することで運用における重要な管理ポイントを抽出し、水安全計画策定ガイドライン(平成20年5月)を改訂し、全国への普及を図る。
		-			

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
4	地域水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	77.5%	平成30年度	100%	令和3年度	-	100%	100%	100%	100%	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。 水道事業ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html
⑤	基幹管路の耐震適合率 (アウトカム) 【「水道統計」(一般社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	34%	平成24年度	50%	令和4年度	41.8%	43.4%	45.1%	46.7%	48.4%	基幹管路の耐震適合率は、全ての水道事業者等において、水道施設の耐震化の状況を端的に把握することができる指標として選定したもので、令和4年度に50%とすることを目標値として設定した。 【本指標については、国土強靱化アクションプラン2018のKPIとして設定し、令和4年度に50%を目標値としている。】 (参考)基幹管路の耐震適合率 平成27年度:37.2%、平成28年度:38.7%
達成手段2		令和元年度 予算額 執行額	令和2年度 予算額 執行額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号
9	水道施設整備費補助(水道施設災害復旧費補助含む) (①昭和27年度、②昭和42年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	60,599.5百万円 (※うち30年度繰越分40,568百万円)	114,472.5百万円 (※うち元年度繰越分64,283百万円)		4.5	1. 地方公共団体が実施する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助 ①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10,1/3,1/4):布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2,1/3,1/4,定額):ダム等の水道水源施設整備事業、水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業などが補助対象となる。 2. 都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき耐震化対策に要する経費の一部交付 ①水道施設(簡易水道事業に係る施設、上水道事業に係る施設等) ②保健衛生施設等(精神科病院、原爆被爆者保健福祉一説等)が交付対象となる。 水道施設の整備に対する財政支援を実施することにより、 ・水道未普及地域の解消 ・基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新などによる施設の耐震化率・耐震適合率の向上 ・水道事業の広域化による運営基盤強化 等 を図ることができ、安全で質が高い水道の安定的な確保に寄与すると見込んでいる。					
10	水道施設整備事業調査費(水道施設整備事業調査諸費含む) (平成16年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	33百万円	33百万円		5	水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する調査を実施する。 水道に係る基礎調査等を行うことにより、実態を踏まえた水道施設の耐震化やアセットマネジメントの導入、広域的な水道施設再構築の推進が可能となり、安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保の推進支援に寄与すると見込んでいる。					
11	水道行政強化拡充費(再掲) (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	5百万円	5百万円		4.5	①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業者等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等を実施する。 水道技術管理者研修や国民への普及啓発などを行うことにより正しい知識・理解が進み、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。					
12	水道施設強靱化推進事業費 (平成29年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本整備等分野9】	6百万円	6百万円		5	将来の人口減少社会を見据えた広域化やダウンサイジングを踏まえた施設の再配置や管路更新時におけるルート選定・口径決定及びバックアップのあり方等の水道管路の再構築のあり方について、全国の水道事業者に対しアンケート調査等を実施し、先進的な事例を収集に加え、地震・水害による水道施設被害状況や耐災害性強化対策の取組状況などを調査するほか、必要に応じて強靱化にかかる各種手引き等の作成・見直しを図る。する。 水道施設全体として強靱化を図るための方策や、耐震化に関する技術的な対応方策や効果的・効率的な進め方、断水した場合の優先的復旧に係る対応など、ソフト・ハード両面における強靱化方策を整理することで、災害に強い持続的な水道の確保の推進支援に寄与すると見込んでいる。					
13	災害時初動対応支援体制強化事業費 (令和2年度)	-	3百万円		-	大規模な災害時でも、速やかに水道の被災状況を把握し、水道の早期復旧を目指す。 ・被災状況・支援ニーズの把握及び厚生労働省本省等への報告 ・被災水道事業者に対する応急給水・応急復旧等対応方針の助言 ・復旧状況等の厚生労働省本省への報告 ・被災水道事業者と民間企業との仲介等調整支援 ・水道技術者等へのマニュアル研修及び訓練					

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値						
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
6 地域水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	77.5%	平成30年度	100%	令和3年度	-	100%	100%	100%	100%	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。 水道事業ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html
7 広域連携に取り組むこととした市町村数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 地方行財政改革等分野5】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】			650団体	令和4年度	-	-	-	92%	96%	・ 給水人口や給水量が減少した状況下においても、地域の主要な水道事業者を中核に事業者間の広域化等の連携が実現し、へき地や島しょ地域の水道を含め経営的、技術的に持続可能な運営体制の構築が求められていることから、広域連携に取り組む市町村数を測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
8 システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 地方行財政改革等分野5】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	47都道府県	令和4年度	-	-	8.5% (4団体)	10.6% (5団体)	17.0% (8団体)	【改正水道法施行関連: 広域連携】 ・ 広域連携は、経営面でのスケールメリットの創出等につながることから、水道の基盤強化を図るための有力な方策の一つである。 ・ そのため、平成30年12月に成立した水道法改正法においては、都道府県は、広域連携の推進も含め、水道事業の基盤強化を図るための水道基盤強化計画を策定することとされている。 ・ また、総務省と厚生労働省は、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等を定める「水道広域化推進プラン」を令和4年度までに策定するよう、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」(平成31年3月29日)等により全都道府県に対して要請しているところである。 ・ また、現在多くの水津事業者等におけるシステム機器の構成は、業務システムごとに独立しており、異なるシステム間でデータを自由に流通させることが困難となっており、ベンダやシステムごとに管理するデータの項目、形式が異なるため、データ連携が困難になっている。 ・ 水道事業の運営基盤を図るためには、広域化とともに効率化を図ることも求められていることから、システム強化を含むデジタル化の推進に関する事項を測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
9 水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 地方行財政改革等分野5】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】			100%	令和7年度	-	-	89%	90%	92%	【改正水道法施行関連: 資産管理】 ・ 水道施設の点検・維持管理は人の手に大きく依存しているため、離島や山間・豪雪地域といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧が課題となっている。 ・ このため、CPS/IoTによる先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれ、水道事業の運営基盤強化につながるものと考えられる。 ・ 水道情報活用システムは、水道事業者が有する水道に関する設備・機器に係る情報や、事務系システムが取り扱うデータを活用して、監視や水運用、台帳管理などのアプリケーションにより、水道事業者が必要なデータを容易に参照、利活用することが可能となるシステムであり、上記のとおり、水道事業の運営基盤強化につながると考えられるため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】
10 地方公共団体における今後の経営のあり方の検討(運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む)を促した件数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連: 社会資本分野10】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	-	100%	令和3年度	-	-	-	50%	100%	【改正水道法施行関連: 広域連携・官民連携】 ・ 広域連携及び官民連携への取り組みは、水道の運営基盤強化を図るための重要な手法であり、地域の実情に応じた適切な形態で実施されることが重要。 ・ PPP/PFIアクションプラン(令和2年度改訂版)において、「地方公共団体において今後の経営のあり方の検討(運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む)が令和3年度末までに少なくとも30件行われるよう促す」とこととされていることから測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】

達成手段3		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(14)	水道施設整備費補助(水道施設災害復旧費補助含む)(再掲) 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野9】	60,599.5百万円 (※うち30年度繰越分40,568百万円)	114,472.5百万円 (※うち元年度繰越分64,283百万円)		-	1. 地方公共団体が実施する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助 ①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10.1/3.1/4):布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2.1/3.1/4,定額):ダム等の水道水源施設整備事業、水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業などが補助対象となる。 2. 都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき耐震化対策に要する経費の一部交付 ①水道施設(簡易水道事業に係る施設、上水道事業に係る施設等) ②保健衛生施設等(精神科病院、原爆被爆者保健福祉一説等)が交付対象となる。 水道施設の整備に対する財政支援を実施することにより、 ・水道未普及地域の解消 ・基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新などによる施設の耐震化率・耐震適合率の向上 ・水道事業の広域化による運営基盤強化 等 を図ることができ、安全で質が高い水道の安定的な確保に寄与すると見込んでいる。			
		48,186百万円							
(15)	水道行政強化拡充費(再掲) (平成17年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野9】	5百万円	5百万円		-	①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業者等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等を実施する。 水道技術管理者研修や国民への普及啓発などを行うことにより正しい知識・理解が進み、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。			
		3百万円							
(16)	官民連携等基盤強化支援事業 (平成27年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野9】	10百万円	10百万円		-	官民連携の導入に向けた課題を解決し、官民連携方策導入の促進を図るために水道事業者を支援する。 官民連携を推進することで持続可能な運営基盤の強化に寄与することを見込んでいる。			
		10百万円							
(17)	水道の基盤強化方策推進事業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野9】	5百万円	5百万円	6.7.8.9.10	-	水道の基盤強化を推進するため、都道府県、水道事業者等の各種取組(資産管理、広域連携、官民連携等)の進捗状況を把握し、先進・優良事例の横展開や、水道事業者等の取組に関する情報・意見交換を通じて地域内の連携を促進する。また、取組が停滞している水道事業者等の抱える様々な課題について、要因の分析、水道の基盤強化に資する有効な対応策を検討する。			
		5百万円							
(18)	水道インフラシステム輸出拡大推進事業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野9】	18百万円	18百万円		-	「インフラシステム輸出戦略」(平成29年5月改訂)では、日本の成長戦略・国際展開戦略の一環として、開発途上国での上水道整備等の計画段階から、日本の官民が連携して日本企業の展開を支援することを掲げている。本事業は、日本の水道産業の国際展開を目的とし、地方公共団体等と民間企業が連携して、途上国や水資源に乏しい地域に案件発掘の段階から関与し、日本の優れた技術やノウハウを活用した水道インフラの輸出を支援する。			
		17.5百万円							
施策の予算額(千円)		令和元年度		令和2年度		令和3年度		政策評価実施予定 時期	平成30年度 令和4年度
		125,006,364		115,990,000					
施策の執行額(千円)		48,287,453							
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		新経済・財政再生計画 改革工程表2020			令和2年12月18日		<ul style="list-style-type: none"> 2020年度末までに策定予定の個別施設計画の内容充実・更新を行う。 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続するとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用)、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。 		
		防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策			令和2年12月11日		水道施設(浄水場等)の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策		